

## 内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官の職務遂行に係る規範

〔平成26年5月27日〕  
閣議決定

今般、国家公務員制度改革が行われるとともに、内閣総理大臣補佐官の所掌事務が改正され、及び新たに大臣補佐官の制度が導入された。

こうした状況を踏まえ、国家公務員の政治的中立性を確保し、国务大臣、副大臣、大臣政務官等の特別職の公務員並びに一般職の国家公務員と内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官との関係を明確化するため、下記のとおり内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官の職務遂行に関する規範を定める。

### 記

- 1 内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官（以下「内閣総理大臣補佐官等」という。）は、その上司である国务大臣（内閣総理大臣補佐官にあつては内閣総理大臣、内閣府に置かれる大臣補佐官にあつては内閣官房長官又は特命担当大臣、復興庁に置かれる大臣補佐官にあつては復興大臣、各省に置かれる大臣補佐官にあつてはその省の長たる大臣をいう。以下同じ。）の命を受け、上司である国务大臣による政治主導の政策判断の迅速化及び指導力の強化のため、特定の政策について上司である国务大臣を補佐するものであり、以下により、その上司である国务大臣の命を受け能率的に職務を遂行するものとする。
  - ① 内閣総理大臣補佐官等は、国家公務員法等の趣旨を踏まえ、国民全体の奉仕者として政治的中立性が求められている職員に対し、一部の利益のために、その影響力を行使してはならない。内閣総理大臣補佐官等は、その上司である国务大臣直属のスタッフとして上司である国务大臣を補佐することを職務とするものであり、組織を代表する立場にはなく、副大臣（内閣官房副長官を含む。以下同じ。）、大臣政務官及びその他の職員に対する指揮命令権を持たず、これらの者から指揮命令を受けることはない。
  - ② 上司である国务大臣は、内閣総理大臣補佐官等の就任時に、その職務を命じるに当たっては、担当する職務の範囲を書面により指示することによりこれを行うものとする。その際、必要に応じ、指示した事項に係る自ら

の処理方針についても、併せて示すものとする。

なお、上司である国務大臣は、内閣総理大臣補佐官等の職務の範囲を指示する場合においては、次に掲げる点に留意するものとする。

イ 内閣総理大臣補佐官等の職務の範囲を指示するに当たっては、特定の政策を明示して行うものとする（大臣補佐官にあつては、特に必要がある場合において置かれるものであり、その職務の範囲を指示するに当たっては、その設置する目的との関係から必要な範囲とする必要がある）。

ロ 内閣総理大臣補佐官等は、その上司である国務大臣を補佐することのみを職務とし、副大臣、大臣政務官及びその他の職員に対する指揮命令権を持たないこと（内閣総理大臣補佐官にあつては内閣総理大臣が、大臣補佐官にあつてはその省の長である大臣（内閣府及び復興庁に置かれる大臣補佐官にあつては、内閣総理大臣。以下同じ。）が、必要がある場合において、職員に命じて内閣総理大臣補佐官等をサポートさせることは可能である。）。

ハ 内閣総理大臣補佐官等が職務を遂行するに当たって、内閣総理大臣補佐官にあつては内閣総理大臣が、大臣補佐官にあつてはその省の長である大臣が、副大臣、大臣政務官及びその他の職員と内閣総理大臣補佐官等に適切な連携を図らせ、もって能率的に職務を遂行させる必要があること。

ニ 内閣総理大臣補佐官等は、その上司である国務大臣を補佐することのみを職務とし、副大臣、大臣政務官及びその他の職員を補佐する役割を担うものではないこと。

③ 内閣総理大臣補佐官等は、その上司である国務大臣の命を受けた範囲において、責任を持って職務を遂行するものとする。

2 この規範は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。